

令和3年6月22日

第52期相続アドバイザー養成講座体験講座

# 相続アドバイザーの実務 の取り組み方

相続手続とは「依頼者の道案内人」

講師 中條尚 (SA協議会副理事長・行政書士・社会福祉士)

「相続アドバイザーとしての仕事の仕方は二通りある」

- 相続手続をワンストップで行う。相続の道案内人となる  
幅広い知識 → 何が問題かを気が付くセンサーを持つ。  
ネットワーク → 様々な分野の相続に特化した専門家。  
※ネットワークで大切なこと「質の高さ」「共通した理念」。  
弁護士法72条を念頭において。
- 相続手続の中の自分の専門分野の仕事をする。  
相続全体を見渡せることで、奥の深いアドバイスが出来る。

- 手続は親切、きめ細かく、丁寧に。

葬祭費の請求 未支給年金の請求手続

納税管理人 公共料金手続 その他

- 具体的な遺産分割手続。

遺産分割協議書が手続の指示書となる。 (様々な形態がある)

全員で1枚の遺産分割協議に署名捺印。

別々な遺産分割協議書に署名捺印。

全ての財産を記載して作成。

特定な財産だけを記載して作成。 (一部分割も可能)

- 預貯金手続

- 預金調査

- 残高証明の取得

- 死亡前後の入出金を明確に

- 現存する預金の調査

- 取引履歴の調査

預貯金を分割して取得するための手続を選択する

※委任状は状況に応じて取得

事例

- 不動産手続

名寄帳をとる。非課税不動産、未登記建物も漏らさずに。

不動産は個性的な財産 財産価値の把握 ex借地権、がけ、接道

- 一つの不動産を分ける方法

不動産そのものを分割する

売却してお金をわけると → 売却する方法を選択する。

相続人全員で売却 or 相続人一人で売却（代償金を活用）

事例

- その他

- 未成年者がいる場合

- 債務超過の場合

- 保証債務が有る場合

- 行方不明者がいる場合

- 事例

- 意思能力対策

- 信託

- 成年後見制度（任意後見・法定後見）

- 贈与 その他